

固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

熊谷市長 宛

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、熊谷市税条例第74条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

【現所有者（相続人代表者）】 申告者	氏名 (名称)	フリガナ	所有者 (被相続人など) との続柄		
	個人番号 (法人番号)				
	住所 (所在地)				
生年月日	年 月 日	電話番号	-	-	

固定資産 課税台帳上 の所有者 (被相続人など)	氏名	フリガナ	死亡年月日
	住所		

現所有者（相続人等。相続人代表者を除く。）	氏名 (名称)	フリガナ	所有者 (被相続人など) との続柄		
	個人番号 (法人番号)				
	住所 (所在地)				
	生年月日	年 月 日	電話番号	-	-
	氏名 (名称)	フリガナ	所有者 (被相続人など) との続柄		
	個人番号 (法人番号)				
住所 (所在地)					
生年月日	年 月 日	電話番号	-	-	

現所有者（相続人等。相続人代表者を除く。）	氏名 (名称)	フリガナ	所有者 (被相続人など) との続柄		
	個人番号 (法人番号)				
	住所 (所在地)				
	生年月日	年 月 日	電話番号	-	-
	氏名 (名称)	フリガナ	所有者 (被相続人など) との続柄		
	個人番号 (法人番号)				
住所 (所在地)					
生年月日	年 月 日	電話番号	-	-	

備考 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

相続登記の状況 又は予定	<input type="checkbox"/> 登記済 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 登記申請中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 日頃)
	<input type="checkbox"/> 司法書士等に依頼中 <input type="checkbox"/> 未定
	※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。施行日前に発生した相続も義務化の対象になります。お早めにお手続きください。

【注意事項】

- この申告書は、相続等により現所有者であることを知った日の翌日から3ヵ月を経過した日までに熊谷市長（資産税課）に提出しなければなりません。
- この申告書の提出により、提出の翌年度から、毎年5月郵送の納税通知書は「現所有者（相続人代表者）」のもとに発送されます。
- この申告書は、不動産登記法の相続の手続きや相続税とは一切関係ありません。不動産登記の名義を変更するためには、法務局に登記申請をする必要があります。
なお、未登記家屋の所有者変更については、別途「家屋所有者名義変更届」を熊谷市長（資産税課）に御提出ください（遺産分割協議書等の相続関係書類の添付が必要となります。）。

【添付書類（すべてコピー可）】

※次の1・2に該当する場合のみ。遺産分割協議中の場合は、申告書のみ提出です。

- 申告書に記載された内容が法定相続と異なる場合
遺産分割協議書、遺言書（公正証書遺言書又は家庭裁判所の検認を受けたもの）、指定相続・特別受益者・寄与分などの相続内容を証する書類
- 相続放棄をしている方がいる場合
相続放棄申述受理通知書の写し又は相続放棄申述受理証明書の写し